

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目次

規則

山口県農村振興対策審議会規則の一部を改正する規則(農政課)……………

農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則(農村振興課)……………

山口県漁業振興対策審議会規則の一部を改正する規則(漁政課)……………

漁業取締船に乗り組む職員の服装に関する規則の一部を改正する規則(漁政課)……………

訓令

山口県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令(農政課)……………

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令(生産流通課)……………

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令(漁政課)……………

告示

漁業取締船の船舶旗章の制定に関する告示の一部改正(漁政課)……………

漁業法施行令第二条第一項の規定に基づく海区漁業調整委員会の所在地に関する告示の一部改正(漁政課)……………

山口県農村振興対策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四百号

山口県農村振興対策審議会規則の一部を改正する規則

山口県農村振興対策審議会規則(昭和三十六年山口県規則第二十七号)の一部を次の

ように改正する。

第八条中「農林部農政課」を「農林水産部農林水産政策課」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五百号

農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金等交付規則(昭和二十九年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「市町」に改める。

第二条第二項中「市町村」を「市町」に改め、同条第三項各号中「各市町村」を「各市町」に改め、同条第四項中「市町村」を「市町」に改める。

第三条、第四条第一項、第五条第一項及び第二項、第七条、第八条並びに第十条第二

項中「市町村」を「市町」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県漁業振興対策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六号

山口県漁業振興対策審議会規則の一部を改正する規則

山口県漁業振興対策審議会規則(昭和三十六年山口県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「青年婦人組織」を「青年又は女性

により構成される団体」に改める。

第八条中「水産部漁政課」を「農林水産部農林水産政策課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

漁業取締船に乗り組む職員の服装に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七号

漁業取締船に乗り組む職員の服装に関する規則の一部を改正する規則

漁業取締船に乗り組む職員の服装に関する規則（昭和四十三年山口県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「水産部漁政課」を「農林水産部水産振興課」に改める。

第六条第三項中、「水産部漁政課長」を「農林水産部水産振興課長」に、「漁政課長」を「水産振興課長」に改める。

第七条並びに第八条第二項及び第三項中、「漁政課長」を「水産振興課長」に改める。

第九条中、「一」を「いすれかに」に改め、同条第四号中「漁政課長」を「水産振興課長」に改める。

別記様式中「」を「」に、「」を「」に改め、同様式の備考中

「日本工業規格B列5」を「日本工業規格A列4」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。



山口県訓令第十二号

農 林 部

山口県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

山口県農業協同組合検査規程（昭和三十五年山口県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先を「農林水産部」に改める。

第二条第一項、第三条第一項及び第三項、第十三条並びに第十六条中「農政課長」を「団体指導室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県訓令第十三号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

山口県労働委員会事務局

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務品種育成に関する規程（平成二年山口県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 職員 知事が任命する一般職に属する職員をいう。

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条第二項第一号中「を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合計額」を「に百分の五十を乗じて得た金額」に改め、表を削り、同項第二号中「百分の三十」を「百分の五十」に改める。

第八条第三項を削る。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の職務品種育成に関する規程第七条の規定は、この訓令の施行の日以後に県が得た利益に係る利用補償金について適用する。

山口県訓令第十四号

水産部
水産事務所
水産振興局

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

水産業協同組合等検査規程(昭和四十三年山口県訓令第九号の二)の一部を次のように改正する。

「農林水産部
水産事務所
水産振興局」
に改める。

第一条中「水産業協同組合共済会」を「法第二百二十二条第三項に規定する子会社」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条中「規約」の下に、「信用事業規程」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三条第一項中「漁政課長」を「団体指導室長」に、「行なおう」を「行おう」に改め、同条第二項中「前各号」を「前一号」に改める。

第四条中「漁政課長」を「団体指導室長」に改める。
別記様式の表中「ひひひ」を「ひひ」に、「ひひひ」を「ひひ」に、
「ひひひ」を「ひひひ」に改め、同様式の裏中「ひひひ」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第一条及び別記様式の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。



山口県告示第九十九号

漁業取締船の船舶旗章の制定に関する告示(昭和四十六年山口県告示第七号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

「山口県商工水産部漁政課」を「山口県農林水産部水産振興課」に改める。

山口県告示第二百号

漁業法施行令第一条第一項の規定に基づく海区漁業調整委員会の所在地に関する告示(昭和四十年山口県告示第五百十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

「山口県農林水産部水産局漁政課」を「山口県農林水産部水産振興課」に改める。

平成十八年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)